

定期の予防接種の対象(B類疾病)

・本疾病にかかる予防接種は、接種を受ける法律上の義務はなく、自らの意志で接種を希望する者のみ接種

(1)季節性インフルエンザ

| ワクチン | 対象者 | 回数 | 備考 |
|---------------|--|-------------|----|
| インフルエンザHAワクチン | ・65歳以上の者 ・60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者 | (毎年度) 1回 | |

(2)高齢者の肺炎球菌感染症

| ワクチン | 対象者 | 回数 | 備考 |
|-----------------------|--|----|--|
| 23価肺炎球菌英膜ポリサッカライドワクチン | ・65歳の者(経過措置終了後の平成31年度より実施) ・平成26年度から平成30年度までの間は、前年度の末日に各64歳、69歳、74歳、79歳、84歳、89歳、94歳、99歳の者(各当該年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる者)となる者 ・60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者 | 1回 | ・65歳の者については、年度により対象者が決められています。詳しくは、お住まいの市町村へお尋ねください。 |